

# 高石市教育委員会定例会会議録

(令和8年1月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	令和8年1月14日 午後3時00分
閉 会	令和8年1月14日 午後3時30分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 山 本 圭 作 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 委 員 : 西 村 朋 恵
事務局職員	参 与 併 教 育 部 理 事 : 山 本 富 之 教 育 部 長 : 石 坂 秀 樹 教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長 : 沼 守 政 光 教 育 部 次 長 : 石 栗 雅 彦 教 育 部 こ ど も 未 来 室 長 : 家 村 美 雪 教 育 総 務 課 長 : 吉 村 智 博 学 校 教 育 課 長 : 菅 原 庸 晴 教 育 総 務 課 長 代 理 : 水 谷 亘 社 会 教 育 課 参 事 兼 課 長 代 理 : 舩 富 学 学 校 教 育 課 参 事 兼 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 黒 井 将 典 学 校 教 育 課 長 代 理 : 山 川 喜 三 こ ど も 家 庭 課 長 : 乾 直 史 子 育 て 支 援 課 長 : 米 山 秀 公

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

### ・ 議案第1号 高石市文化財保護審議会委員の委嘱について

次長兼 社会教育課長	<p>議案第1号「高石市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明します。</p> <p>本議案は、市内の文化財の保護、活用を進めるにあたり地方自治法第138条の4第3号及び高石市文化財保護条例第40条の規定に基づき、高石市文化財保護審議会委員を2ページの候補者名簿のとおり委嘱するものです。</p> <p>なお、委員候補者については、文化財に関して高い識見と専門性を有し、文化財の保存、活用に精通している方を選任しています。</p> <p>また、委嘱日は、令和8年2月1日、任期については、令和8年2月1日から令和10年1月31日までの2年となっています。</p>
西村陽子委員	審議会設置に至った経緯とどのようなことを審議するのかを説明し

	て下さい。
次長兼 社会教育課長	審議会設置に至った経緯については、令和7年4月1日に高石市文化財保護条例が施行されており、その条例の中で審議会を置くこととしています。 また、審議する内容は、文化財保護法及び大阪府文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内にあるものを市指定の文化財として指定することを審議していただきます。
吉村文一委員	審議の対象となるものに関しては、有形、無形問いませんか。
次長兼社会教育 課長	有形、無形問いませんが、現在、高石市においては、無形の文化財は、存在しません。
西村陽子委員	具体的にどんなものが対象となりますか。
次長兼 社会教育課長	まずは、市で所有している大園古墳から発掘された人物埴輪や浜寺公園内にあるロシア兵俘虜収容所の看板等、歴史的価値のあるものから指定のお願いをしていきたいと考えています。
採決	可決

・報告第1号 高石市食物アレルギー対応委員会設置要綱の策定及び食物アレルギー対応委員の委嘱について

教育総務課長	報告第1号「高石市食物アレルギー対応委員会設置要綱の策定及び食物アレルギー対応委員の委嘱について」報告します。 まず、「高石市食物アレルギー対応委員会設置要綱の策定」について、説明します。 学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資することを踏まえ、高石市立小中学校の学校給食の食物アレルギー対応の基本方針、アレルギーの対応諸規定、その他学校給食の食物アレルギーの対応について検討するため、専門的知見を有する医師、学校長、養護教諭、栄養教諭、教育委員会事務局職員を委員として、アレルギー対応委員会を設置するため、要綱を策定したものです。 今後、開催します高石市食物アレルギー対応委員会において、本市のアレルギー対応の基本方針等について、委員の皆様方の意見、アドバイスを受けた後に市教育委員会において、食物アレルギー対応ガイドラインを策定し、アレルギー対応の基本方針等を決定するものです。 次に、「食物アレルギー対応委員の委嘱について」説明します。 高石市食物アレルギー対応委員会の委員は、高石市食物アレルギー対応委員会設置要綱第3条の規定に基づき、5ページの名簿の学校医、学校長、養護教諭、栄養教諭、教育委員会事務局職員を委員に委嘱するものです。 なお、任期については、令和8年1月8日から令和8年3月31日までとなっています。
吉村文一委員	食物アレルギー対応の基本方針は、いつ頃できますか。 また、実際にそれを運用しだすのはいつ頃ですか。
教育総務課長	食物アレルギー対応のガイドラインは、令和8年4月の完成に向け進めていきます。 そのガイドラインに基づく対応については、出来る限り早期に実施していきたいと考えています。
山本教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第2号 令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について

学校教育課長	<p>報告第2号「令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について」報告します。</p> <p>本報告は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とし、本市が令和8年4月23日木曜日に実施される本調査に参加の意向で回答したことを報告するものです。</p> <p>別添資料のとおり令和7年12月5日付の「令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について」という通知が文部科学省より各都道府県に発出され、令和7年12月9日付けで大阪府から本市に参加意向調査が令和7年12月17日を期限として送付されました。その調査に対し、教育長が臨時代理を行い、令和7年12月16日に全校参加で回答しました。</p> <p>内容については、資料2ページに記載のとおり、小学校は、国語、算数、中学校は、国語、数学、英語の実施となります。</p> <p>なお、中学校の英語の調査と質問紙調査については、児童生徒が活用するICT端末を用いたオンライン方式CBT方式により、実施されます。</p> <p>以上、令和8年4月23日に実施予定の全国学力・学習状況調査に参加することで回答したことを報告します。</p>
山本教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第3号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	<p>本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、8ページから10ページ記載の学校教育課2件、社会教育課19件、合計21件の報告をするものです。</p>
山本教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第4号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	<p>令和7年12月10日から令和8年1月13日までの当委員会関係諸行事について説明。</p>
山本教育長	報告があったものとして処理します。